

南阿蘇村景観形成ガイドライン

～ 世界文化遺産登録候補地として ～

住民・事業所・土地所有者・集落の皆様へ



令和5年3月

南阿蘇村

■ 世界文化遺産登録候補地として

村民が一体となって地域の良好な景観を守り、育て、新たにつくりだすことは、村民の地域への愛着や誇りを育むことにつながります。また、地域の魅力を高めることにもつながり、産業、観光、その他の地域振興へ波及することが期待できます。

阿蘇地域はカルデラ特有の地形のため、中央火口丘群や外輪山の山腹から地域全体を見渡すことができますが、これは、全ての場所において景観に配慮する必要があり、火山や草原とその周辺のみでの景観を保全、形成していても十分ではないことを意味しています。

阿蘇五岳や外輪山を除く南阿蘇村の土地の大部分が民有地であるため、景観形成は、住民や土地の所有者等に委ねられています。都市住民から見れば、村内には地域住民の皆様が気付かない魅力的な景観資源はたくさんありますが、永く南阿蘇村に住み、周りの景観に見慣れていると、良さや希少性に気づかず、いつの間にか失われてしまうことがあります。

景観づくりの第1歩は、住民の皆様が地域や村の景観の素晴らしさを改めて認識していただくことから始まります。魅力に気づいて初めて、好ましくないものにも気づきます。世界文化遺産登録候補地として、小さな1つ1つの景観要素に気を配ること、景観要素のデザインを揃えること、修景を図ること等の取組が求められます。

本書は、住民、事業所、土地所有者、集落の皆様へ、景観形成にあたって配慮していただきたい事項について、ガイドラインとしてまとめたものです。皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

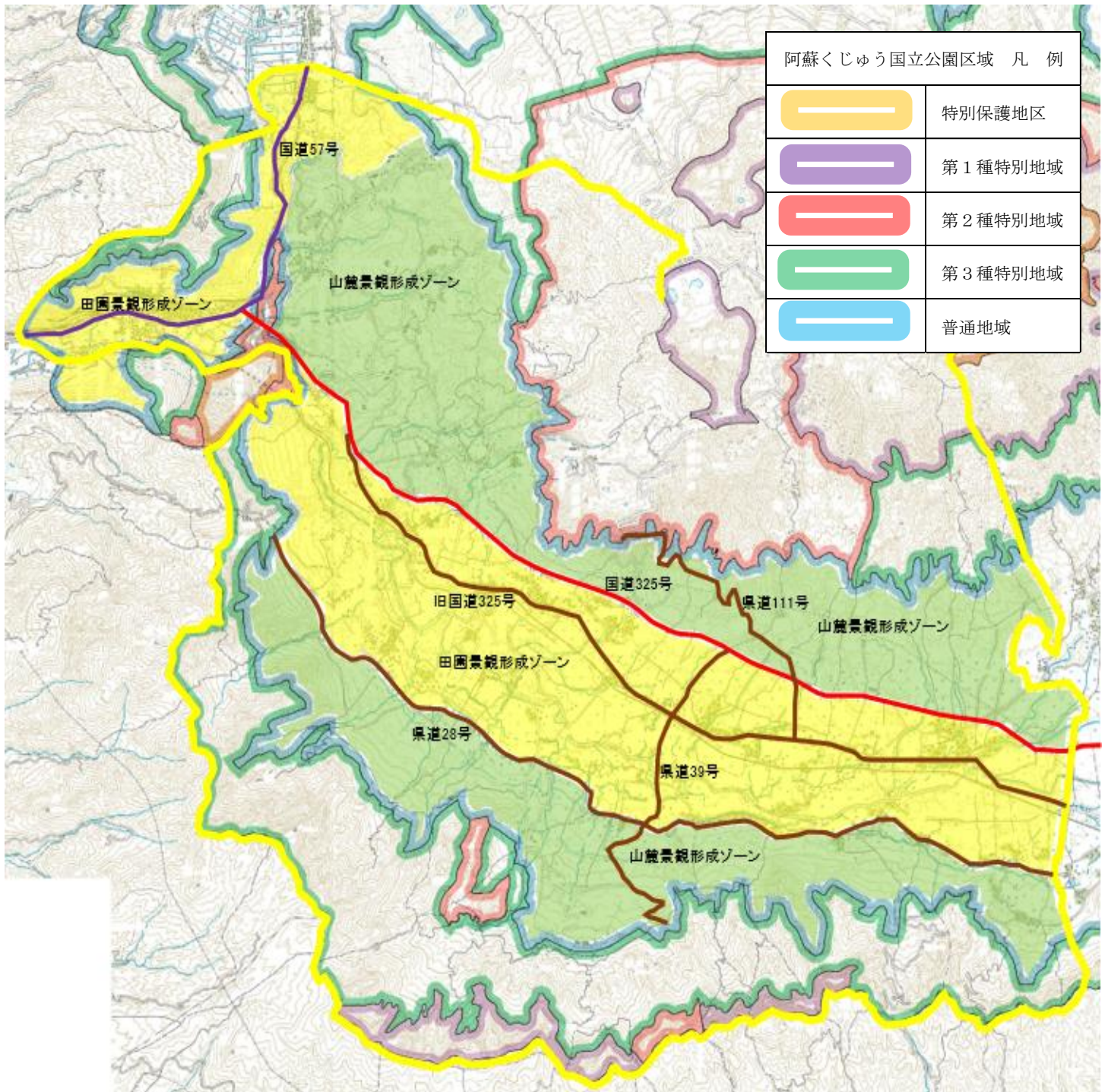
■ 景観地域区分

景観条例及び景観計画では、下表のように南阿蘇村内をいくつかの景観地域に区分しています。景観地域ごとに景観形成方針や、届出が必要な基準が異なります。阿蘇は全域で景観保全、景観形成を行っていく必要があることから、景観地域区分ごとに景観形成方針に大きな違いはありませんが、重点的景観形成地域に指定されているエリアでは、特にガイドラインに沿った景観形成が求められます。







景観地域区分		地域範囲		
景観計画区域	大規模行為届出地区		・南阿蘇村全域において、一定規模を超える建築物や工作物等の設置、土地の造成等を行う場合に該当	
	特定施設届出地区		・国道 57 号の大津町と南阿蘇村の境界から南阿蘇村と阿蘇市の境界までの範囲で、路端から両側 20 メートル以内の地域	
	景観形成地域	山麓景観形成ゾーン		・国道 325 号より北側の範囲 ・県道 28 号よりも南側の範囲 (田園景観形成ゾーンを除く範囲)
		田園景観形成ゾーン		・大字立野及び大字下野 ・国道 325 号と県道 28 号に挟まれる範囲 (山麓景観形成ゾーンを除く範囲)
		沿道景観形成ゾーン	A 1	・国道 325 号の沿線
A 2	・県道 28 号(熊本高森線)、旧国道 325 号、県道 111 号(阿蘇吉田線)、県道 39 号(矢部阿蘇公園線)とそれに接続しているグリーンロード南阿蘇の各沿線で景観形成地域に含まれる区間			
重点的景観形成地域		・現在指定された地域はありません。		

※ 景観形成地域は、阿蘇くじゅう国立公園の普通地域の全域です。

※ 景観地域区分は、それぞれ重複している地域があります。



	特別保護地区
	第1種特別地域
	第2種特別地域
	第3種特別地域
	普通地域

	景観計画区域（南阿蘇村行政界）		
	特定施設届出地区	国道57号の路端から両側20m以内	
	沿道景観形成ゾーン A-1	国道325号	
	沿道景観形成ゾーン A-2	旧国道325号、県道28号 県道39号、県道111号	
	景観形成地域 (国立公園普通地域)	山麓景観形成ゾーン	国道325号より北側の範囲 県道28号より南側の範囲
		田園景観形成ゾーン	国道325号と県道28号に挟まれる範囲、大字立野及び大字下野

■ 指定眺望地点・主要道路

大型の建築物や工作物（太陽光発電設備を含む。）を設置する際には、特に次の地点からの眺望に影響を与えないか確認をお願いします。

指定眺望地点

阿蘇五岳側	南阿蘇パノラマライン展望所 烏帽子岳山頂
外輪山側	観音桜展望台 グリーンロード南阿蘇展望所 俵山展望所 南外輪山大矢野岳展望地点
その他の場所	ヨ・ミユール展望所 道の駅あそ望の郷くぎの 立野ダム展望所

主要道路

国道、県道、旧国道 325 号

■ 届出が必要となる建築物等の基準

景観地域区分ごとに、建築物の設置等の行為が下表の届出基準に該当する場合には、村への届出が必要となります。届出基準に該当してなくても、本ガイドラインに沿った景観形成に努めていただきますようお願いいたします。

届出行為区分		景観地域区分	届出基準	備考
建築物		大規模行為届出地区	高さ 13m超、又は延べ建築面積 1,000 m ² 超	
		景観形成地域	延べ床面積 10 m ² 超	
		特定施設届出地区 (右に該当する施設)	<ul style="list-style-type: none"> ・パチンコ店、麻雀店、・ゲームセンター 等 ・ガソリンスタンド 等 ・レストラン、喫茶店 等 ・スーパーマーケット、専門店 等 ・レンタルビデオショップ、貸自動車業 等 ・ホテル、旅館 等 ・カラオケボックス 	
工作物	柵、塀、擁壁及びこれに類するもの	大規模行為届出地区	高さ 2m超かつ長さ 50m超 (柵及び塀のみ)	
		景観形成地域	高さ 1.5m超	
	電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物	大規模行為届出地区	高さ 20m超	
		景観形成地域	高さ 10m超	
	地上設置型太陽光発電設備	大規模行為届出地区	見付の高さ 13m超、又は敷地面積 1,000 m ² 超	太陽光パネル又は架台を対象とした上端と下端との見付けの高さ。工作物も対象面積に含む。
		景観形成地域	高さ 1.5m超、又は面積 100 m ² 超	
	その他の工作物※ (記念塔等)	大規模行為届出地区	高さ 13m超	
		景観形成地域	高さ 5m超	
その他の工作物※ (観覧車等)	大規模行為届出地区	高さ 13m超		
	景観形成地域	高さ 5m超、かつ築造面積 10 m ² 超		
工作物の設置用地	大規模行為届出地区	1,000 m ² 超		
自動販売装置	景観形成地域	屋外に設置するもの		
木竹の伐採	景観形成地域	高さ 10m超、かつ伐採面積 500 m ² 超 〔森林経営計画に基づく伐採及び伐採後に造林〕 を行うものは対象外です。		
土石、廃棄物、その他の屋外の堆積	景観形成地域	高さ 1.5m超、かつ水平投影面積 100 m ² 超、又は外部から見通すことができる場合、又は 90 日超		
鉱物の掘採又は土石の採取	大規模行為届出地区	地形外観の変更を伴う行為で変更に係る土地面積 3,000 m ² 超、又は高さ 5 m超かつ長さ 10m超の法面又は擁壁を生じるもの		
	景観形成地域	当該行為の土地面積 500 m ² 超、かつ高さ 1.5m超の法面又は擁壁を生ずる切土又は盛土を伴うもの		

土地の区画形質の変更	景観形成地域	変更に係る土地面積 500 m ² 超、かつ高さが 1.5m超の法面又は擁壁を生ずる切土又は盛土を伴うもの
土地の区画形質の変更 〔土地の開墾及び水面の埋立て又は干拓を含む。〕	大規模行為届出地区	変更に係る土地面積 3,000 m ² 超、又は高さ 5 m超かつ長さ 10m超の法面又は擁壁を生じるもの

- ※ 建築物、工作物、自動販売装置は、新築、増築、改築、移転、撤去、外観変更（修繕、模様替え、色彩変更）のいずれの場合も届出が必要となります。
- ※ 建築物、工作物、自動販売装置は、当該行為に係る部分の合計規模が基準に該当する場合を含みます。
- ※ 増築及び改築は、増改築の結果、既存部分との合計規模が基準に該当する場合にも届出が必要となります。
- ※ 外観変更は、変更にかかる行為の規模が基準に該当する場合に届出が必要となります。
- ※ 本村は、全域が阿蘇くじゅう国立公園に含まれているため、各種行為の実施には、自然公園法に基づく許可申請や届出が必要になることから、必ず阿蘇くじゅう国立公園管理事務所に問い合わせてください。

その他の工作物

高さ 5m超で次に該当するもの。 ①記念塔・電波塔・物見塔・その他これらに類するもの、②煙突、③高架水槽、④鉄筋コンクリート造りの柱・金属製の柱又は合成樹脂製の柱、
高さ 5m超かつ築造面積 10 m ² 超で次に該当するもの。 ①観覧車・飛行塔・コースター・ウォーターシュート・メリーゴーラウンド、その他これらに類する遊戯施設、②アスファルトプラント・コンクリートプラント・クラッシャープラント・その他これらに類する製造施設、 ③石油・ガス・液化石油ガス、④穀物、飼料等を貯蔵又は処理する施設・自動車車庫の用途に供する立体的な収納施設、汚物処理施設・ごみ処理施設その他の処理施設

沿道景観形成ゾーンの屋根及び外壁の色彩における明度及び彩度に関する基準（マンセル値）

沿道景観形成ゾーンA - 1 及び 山麓景観形成ゾーン（屋根）

色	色相(H) 明度(V)/彩度(C)
赤(R)	2.5R-10R 1-4/1-8
黄赤(YR)	2.5YR 1-4/1-8, 2.5YR 5/1, 5YR-7.5YR 1-4/1-6, 5YR-7.5YR 5/1, 10YR 1-4/1-4, 10YR 5/1
黄(Y)	2.5Y-10Y 1-4/1-4, 2.5Y-10Y 5/1
黄緑(GY)	2.5GY-5GY 1-4/1-4, 2.5GY-5GY 5/1, 7.5GY 1-5/1

沿道景観形成ゾーンA - 1 及び 山麓景観形成ゾーン（外壁）

色	色相(H) 明度(V)/彩度(C)
赤(R)	7.5R-10R 2-4/1-6
黄赤(YR)	2.5YR-7.5YR 2-4/1-6, 2.5YR-7.5YR 5-9/1-2, 10YR 2-4/1-4, 10YR 5-9/1-2
黄(Y)	2.5Y-10Y 7-9/1-2
黄緑(GY)	2.5GY-7.5GY 7-9/1

沿道景観形成ゾーンA - 2 及び 田園景観形成ゾーン（屋根・外壁）

色相	色相(H) 明度(V)/彩度(C)	色相	色相(H) 明度(V)/彩度(C)
赤(R)	2.5R-10R 1-6/1-6, 2.5R-10R 7-9/1-2	青緑(BG)	2.5BG-10BG 1-6/1-2, 2.5BG-10BG 7-9/1
黄赤(YR)	2.5YR-10YR 1-6/1-6, 2.5YR-10YR 7-9/1-2	青(B)	2.5B-10B 1-6/1-2, 2.5B-10B 7-9/1
黄(Y)	2.5Y-10Y 1-6/1-4, 2.5Y-10Y 7-9/1-2	紫青(PB)	2.5PB-10PB 1-6/1-2, 2.5PB-10PB 7-9/1
黄緑(GY)	2.5GY-10GY 1-6/1-2, 2.5GY-10GY 7-9/1	紫(P)	2.5P-10P 1-6/1-2, 2.5P-10P 7-9/1
緑(G)	2.5G-10G 1-6/1-2, 2.5G-10G 7-9/1	赤紫(RP)	2.5RP-10RP 1-6/1-2, 2.5RP-10RP 7-9/1
		無彩色(N)	N 0 - N 10

※ 本表にかかわらず、1000 m²を超える建築物・工作物では、明度 9 及び 10 を使用しないようにしましょう。

※ 色彩の基準は別紙「色彩の範囲」でも確認をお願いします。

■ 景観要素別の景観形成ガイドライン

住宅・事務所等の建築物及び付属施設・工作物

- ・建築物・工作物等については、その形状が整然として、背景となる阿蘇外輪、阿蘇五岳、農耕地の広がる風景との調和に配慮し、周辺と違和感のないものとしましょう。
- ・道路に面した部分は、歩行者や自動車等の最も多くの人目にさらされる部分であり、沿道景観を印象づける重要な場所です。道路に面した部分では、特に景観に配慮しましょう。
- ・色彩・素材はその地域の基調となるものと合い、隣接相互に調和するようにしましょう。
- ・材料は、耐久性・耐候性に優れ、退色・剥離等のおこりにくいもので、質感が豊かなものを用いるようにしましょう。

建築物（住家、納屋、小屋）の屋根

◆推奨される屋根の形状及び色彩の例



切妻屋根（瓦） 入母屋屋根（瓦） 寄棟屋根（瓦） 切妻屋根（ガルバリウム鋼板） 寄棟屋根（ストレート）

- ※ 瓦以外の素材でも暗色で光沢が抑えられた色彩は、景観に影響を与えません。
- ※ できる限り簡素なデザインで、切妻、寄棟、入母屋等の勾配屋根（片流れ屋根を除く）としましょう。
- ※ 阿蘇くじゅう国立公園管理運営計画では、普通地域における 1,000 m²を超える建築物の屋根の形状については、切妻、寄棟、入母屋等の勾配屋根（片流れ屋根を除く）が指定されています（農村景観に悪影響を与えない場合を除く）。

◆公共用道路や眺望地点から見える場所では注意したい屋根の形状・色彩の例



- ※ 周囲の建築物の屋根とは異なる形状を採用すると、連担性が損なわれることがあります。
- ※ 白や原色系の色の屋根で面積が大きい場合には、景観に強い影響を与えます。
- ※ 近年は、ハウスメーカーの住宅が増加しています。ハウスメーカーの住宅の多くで片流れ屋根、招き屋根、差し掛け屋根、陸屋根、方形屋根が採用されています。また、切妻屋根であってもひさし（軒先）の長さが短いものが増えています。ハウスメーカーの住宅であっても、できるだけ日本家屋の特徴を備えたもの、すなわち切妻屋根等で、ひさし（軒先）を長くとっている屋根の形状が採用される必要があります。

建築物（住家、納屋、小屋）の外壁

◆推奨される外壁の色彩及び素材の例



漆喰



木製



モルタル
(茶色系)



窯業系サイディング
(茶色系)



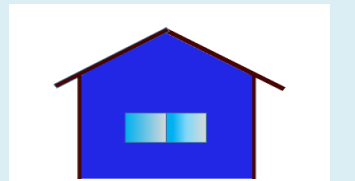
ALC (クリーム
色系)

- ※ 外壁は、できるだけシンプルなものとし模様や文字の多用は避け、つや消しの茶色系系統(木材地色含む)、灰色系統、クリーム色系系統（明度の高いものは避ける）としましょう。
- ※ 敷地内における建築物等は、色調を統一するとともに、多色の使用は避けるようにしましょう。
- ※ 大規模な建築物・工作物のデザインや色彩は景観の印象を大きく左右します。高明度色、高彩度色の高い長大な外壁は、景観に強い影響を与えます。奇抜なデザインや派手な色彩の使用は避け、周辺の自然景観や既存の建築物等と違和感のないような落ち着いたものとなるようにしましょう。

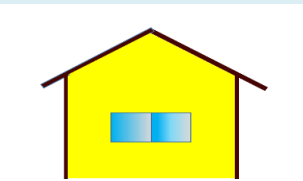
◆公共用道路や眺望地点から見える場所では注意したい外壁の素材・色彩



明度の高い長大な外壁



原色系の色の外壁



明度が高く光沢のある
ガルバリウム外壁

- ※ 反射のあるガラスや金属板、ツヤのあるペンキやタイルは避けましょう。
- ※ 使用する色数はできるだけ少なく（目安として2色程度）しましょう。

敷地内の建築物等の設置位置・高さ等

- ・住宅等が道路沿いに点在する地域では道路等の公共用地に接する敷地境界線から極力後退してゆとりを持たせ、背景の阿蘇五岳や外輪山が見えるような高さとしましょう。
- ・かつて在郷町等として栄え、道路に接近して住宅が立ち並ぶ地域では、隣接する施設相互において沿道からみて連担性の保てる位置に設置し、伝統的な意匠の建物となるようにしましょう。
- ・敷地内における倉庫、車庫等の建築物や工作物は規模を勘案し、釣合いのとれた配置としましょう。

景観地域区分ごとの建ぺい率、容積率、高さ、道路からの位置の基準

地域区分	建ぺい率	容積率	高さ	道路からの位置
沿道 (A1) 景観形成地域	40%	80%	13m	道路境界から 20m以上
沿道 (A2) 景観形成地域	60%	200%	13m	
山麓景観形成地域	30%	60%	13m	県道及び幅員5m以上の主要村道境界から 20m以上
田園景観形成地域	50%	100%	13m	

理想的な沿道景観の姿



道路沿いに住宅が点在する地域
(建物が道路から後退してゆとりを持たせている)
引用元：Google 社「Google マップ」

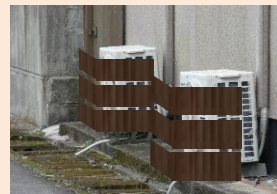
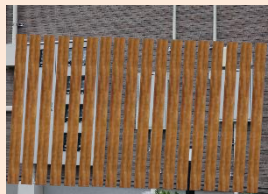


道路に接近して軒を並べて住宅が立ち並ぶ地域
(芦北町佐敷の在郷町)
引用元：Google 社「Google マップ」

屋上・外壁に取り付ける設備

- ・外壁・屋上等に設ける設備は、公共用道路から見える場合には、露出しないように努め、本体及び周辺の景観との調和に配慮しましょう。

◆屋上・外壁に設置されている設備の隠ぺいの例



- ※ 空調室外機、電気メーター、給水管、ダクト、排水等の設備は、壁面と同じ素材で目隠し、ルーバー植栽等を設置したり、建築物の中に取り込んだりして、建築物本体及び周辺の景観との調和に配慮し、道路等の敷地外から見えないようにしましょう。
- ※ 屋外階段は、建築物と一体感を保つデザインとするなど、周辺の景観との調和に配慮するものとしましょう。
- ※ 屋上に設ける設備は、できるだけヶ所に集め、配置を工夫し、道路等の敷地外から見えないように配慮しましょう。
- ※ 太陽光パネルを設置する場合には、屋根形状や色彩に合ったものを選択し、陸屋根の場合は他の屋上設備と同じように壁面の立ち上げで目隠しをする等の工夫をしましょう。

塀・防護柵・フェンス等

- ・塀・防護柵は、道路からの景観に圧迫感を与える場合があります。建築物や庭が優れた意匠となっている場合には塀・防護柵を必要最小限にするか、設置せずに植栽のみを設けることを検討してみましょう。
- ・塀・防護柵を設置する場合は、高さはできるだけ低くし、できるだけ道路から後退させ、修景、緑化に努めましょう。
- ・周囲の塀・防護柵が景観と調和している場合には、同じデザインに揃えることも検討してみましょう。

◆推奨される塀・防護柵・フェンス等の形状例



生垣



植栽



木製柵



庭の優れた植栽を色彩に配慮したスチールメッシュフェンスで可視化



色に配慮したアルミ製フェンス

◆公共用道路から見える位置では注意したい塀、防護柵、フェンスの例



アルミ型材 (白)



アルミ鋳物



スチールメッシュフェンス (白)



金網フェンス



ブロック塀

※ 金属系のフェンスを選択せざるを得ない場合には、焦げ茶色等暗色のものにしましょう。

擁壁

- ・石積擁壁は優れた沿道景観を形成します。石が入手できる場合には、石積みを検討しましょう。
- ・石積みができない場合には、擁壁前面に緑化スペースを設ける等により修景緑化を検討しましょう。

◆推奨される擁壁の形状例



土羽



石積



間知ブロック (石型)



緑化ブロック



つる植物に覆われるコンクリート擁壁

◆公共用道路から見える位置では注意したい擁壁の例



間知ブロック



レベロック



コンクリート打設



防草シート



コンクリート舗装

※ コンクリート素材の擁壁でも経年 (エイジング) やコケ・つる植物の被覆により周囲の景観と調和してくる場合がありますが、そうなるまでに長い年月を要します。

修景緑化

- ・沿道の樹木は良好な景観を形成します。敷地内の道路側に余裕スペースがある場合には、植樹を検討しましょう。特に建築物等があまりない場所に、新たに建築物等を設置する場合には、修景に努めてください。
- ・既存の建築物や工作物が周囲の景観と調和しない場合には、樹木や木塀などにより、隠蔽や修景を検討しましょう。
- ・新たに建築物を設置する際には、既存の樹木が修景や景観形成に活かさないか検討しましょう。
- ・道路側の樹木は遮蔽や修景の他、優れた並みの雰囲気を作ります。

◆修景緑化の例



植栽による隠蔽



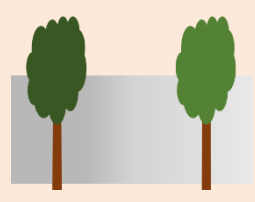
木塀による遮蔽



ツタによる塀の緑化



つる植物による塀の自然緑化



植栽による修景

- ※ 新たに植栽する樹木は、一本立ちよりも株立ちや寄せ株ができる樹木（シマトネリコ、ヤマボウシ、エゴノキ、ヒメシャラ、イロハモミジ、コハウチワカエデ、アオダモ、アオハダ、トネリコなど）が隠蔽効果があり、ゆっくりと成長するため適しています。
- ※ 緑化を行う際は、周辺に存在する在来種を使用することも1つの方法です。阿蘇に自生する緑化に活用できる樹木としては、高木では、ケヤキ、エノキ、タブノキ、コナラ、クロガネモチ、ヤブニッケイ、シロダモ、ミズキ、中木では、イロハモミジ、ヤマボウシ、エゴノキ、低木ではアセビ、アオキ、サカキなどがあります。
- ※ 施設の規模によって、高木、中木、低木、グランドカバー等を選択し又は組合せて修景緑化に努めましょう。
- ※ あとから邪魔になって伐採することがないように、樹木の成長を考慮した配置にしましょう。

工作物

太陽光発電設備

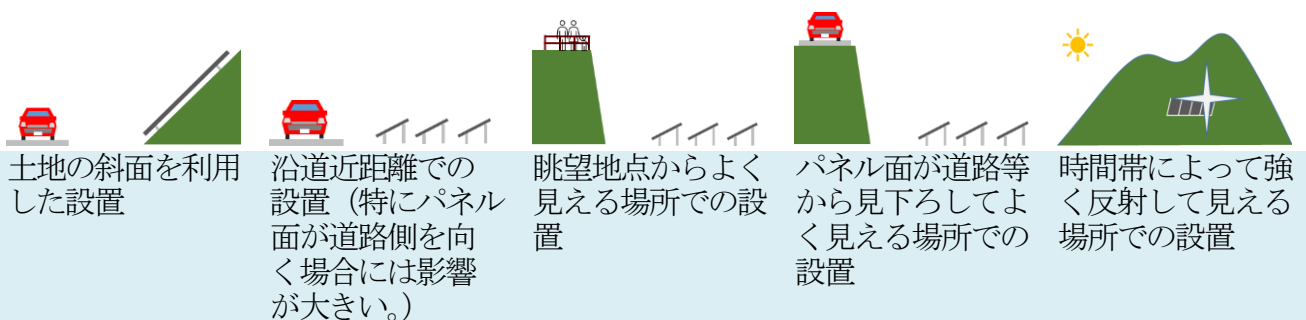
- ・太陽光発電設備には、屋根設置型と地上設置型（野立型）があります。地上設置型は、設置の仕方によって景観に強い影響を与えます。できる限り公共用道路や眺望地点から目立たないように設置しましょう。
- ・屋根設置型の太陽光発電設備は、屋根と一体化するように設置しましょう。
- ・施設のフェンスについても、公共用道路から見える場合には、意匠及び色彩に配慮しましょう。
- ・太陽光発電設備については、太陽光発電施設の設置に関する景観配慮ガイドライン（2022 阿蘇世界文化遺産登録推進協議会）でも留意事項が示されていますので、ご確認ください。

◆推奨される地上設置型太陽光発電設備の設置例



※ 山腹の平坦な土地に設置された太陽光パネルは、中景及び遠景でほとんど見えません。また、道路から見てスギ人工林等の背後に設置した場合には全く見えません。

◆公共用道路や眺望地点から見える位置では注意したい設置例



※ 山腹の斜面を利用して設置した場合、上から見下ろせる位置に設置した場合には景観阻害要因となります。

駐車場

- ・駐車場は、面積が大きい場合には殺風景な印象を与えます。大面積の駐車場を設置する場合は、公共用道路や眺望地点からの見え方に配慮し、グランドカバーの設置や分離帯植樹など緑化スペースの確保を検討し、緑豊かな駐車場となるように努めましょう。

◆推奨される駐車場の設置例



緑地帯が設置されている駐車場

駐車区画の緑化

◆公共用道路や眺望地点から見える位置では注意したい設置例



広大な面積のアスファルト舗装

広告物・建築物付属広告物・広告塔・広告板

- ・屋外広告物は、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいい、様々なデザインのものがあります。

- ・阿蘇地域では、公共施設を案内する屋外広告物については、阿蘇サインガイドラインを定め、色やデザインの統一を図っています。
- ・広告物は、できるだけ設置箇所数を少なくし、表示面積を小さくすることが望ましいものですが、設置する場合には、建築物等との調和、周辺景観との調和に配慮し、質の高い広告物となるようにしましょう。
- ・山地、里山、農地、河川敷などでは、屋外広告物の掲出数を最小限にとどめ、設置位置や大きさ、高さ、色彩などについて周辺環境と調和するよう配慮するようにしましょう。
- ・重点的景観形成取組地域などの特色ある景観を有する地域では、地域特有のイメージを阻害しないよう、素材・デザイン、設置位置などにおいて特に配慮するようにしましょう。

◆推奨される広告物・建築物付属広告物塔の設置例



周囲の樹木や草と調和したデザイン性の高い看板



周囲と調和した地色（こげ茶）とし、アクセントカラー（水色）を最小限とする。



周囲と調和しない地色の場合に、デザインを工夫し、外枠や支柱の色を配慮する。



周囲と調和しない地色の場合に、樹木により修景を図る。



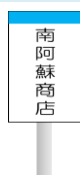
壁面利用の看板では、周囲と調和した地の色で、建物とも調和させる。

※ 建築物・工作物本体、また広告物同士の色彩と意匠を合わせることで雑多な印象を軽減し、より馴染みやすくすることができます。

※ 建築物や広告物が何もない場所では、広告物のデザインに最大限に配慮しましょう。

※ 自家用広告物（自己の店舗等の建物、また店舗等の敷地内に設置してある広告物）について、熊本県屋外広告物条例に基づき、第1種禁止地域で2㎡、第2種・第3種禁止地域で5㎡、第4種及び全ての許可地域で10㎡を超える場合は、県条例に基づく許可申請が必要です。一般広告物（自己の店舗などが無い場所に設置する広告物）については、禁止地域は原則設置不可、許可地域では面積にかかわらず許可が必要です。

◆注意したい広告物・建築物付属広告物の設置例



白地の看板は周囲の景観と調和しにくい。



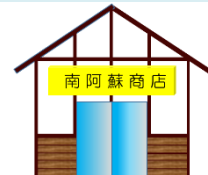
周囲と調和しない色彩となっている。



派手な原色が大面积を占めている。



屋上に看板を設置している。



壁面利用の看板で、建物と調和していない。

※ 屋上には、広告物を設けないようにしましょう。

※ のぼり、はり紙、広告網等の簡易広告物はできるだけ行わないようにしましょう。

屋外に設置する自動販売装置

- ・沿道に建築物等が全くない場所では、できる限り道路から後退させて設置しましょう。
- ・自動販売機の色は、周囲の景観と調和するものとしましょう。
- ・建物の壁面に設置する場合は、建物と調和する色彩としましょう。

- ・周囲の景観と調和しない場合には、自動販売装置を耐久性があり、質感豊かな材料で覆うよう努めましょう。

集落の街並みと田園風景

集落

- ・公共用道路沿いに連なる集落、公共用道路から見渡す場所に密集した集落は、重要な景観構成要素となります。
- ・建築物が落ち着いた色彩で切妻屋根等の意匠に統一された集落は、都市の人が阿蘇らしさを感じる優れた景観となります。

◆理想的な集落の姿



切妻屋根で揃えられた民家が建ち並ぶ。



集落内に残された石垣や水路が保全され、周囲もそれに合わせた景観形成が図られている。



背景となる阿蘇五岳、外輪山の眺望を遮る建築物等がない。



樹木が街並みの良い雰囲気を作っている。
(建物の意匠がそろっていなくても、並木や植栽で修景できる場合があります。)

◆注意したい集落の姿

- ・植物の緑が少なく、コンクリート擁壁や防草シートばかりのまち並みになっている。
 - ・沿道にブロック塀が長く連なり、圧迫感のある沿道景観となっている。
 - ・切妻屋根、陸屋根、片流れ屋根などが混在し、外壁や塀の素材及び色彩が様々で、建築物等の意匠に統一感がない。
 - ・沿道の産業廃棄物置場が目隠しされていない。
- ・・・など

農地・農道・水路

未舗装の農道で路肩に草花が生え、水路の岸が緑で覆われた風景は、ふるさとの懐かしさを感じることができます。農道は、広がる田園、阿蘇の山々の風景、法面の草花を眺め、用水路の流れの潤いを感じながらウォーキングができる散策路としてのポテンシャルを有しています。コンクリート舗装の農道、U字溝の水路、三面護岸の排水路が多くなりましたが、残された未舗装農道や土水路等をできる限り保全し、また、農道及び水路脇の残された草花の生える空間を適切に管理し、魅力的な農村景観をつくりましょう。

◆残していきたい農地・農道・水路の姿



背景の山々が見渡せる。



未舗装のまま管理された農道がある。



法面の草刈りが細やかに行われ、多種の在来植物が自生する。



水路の両岸が草で覆われ、潤いが感じられる。



用水路中の在来水草が美しい。(ノチドメの水中葉)



石積護岸の水路



等高線に沿って配置された未整備の農地



東屋が設けられている。



農地、河川、湿地、草むらの複数の環境が混在する。



農地と森林が織りなすモザイク状の景観

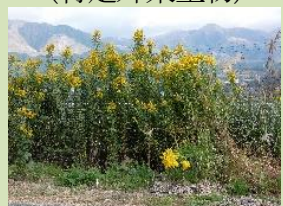
◆注意したい農地、農道・水路の姿

- ・農地の法面は、オオキンケイギクやセイタカアワダチソウなど外来植物ばかりで覆われている。
- ・農地の法面、農道、水路のコンクリート化が進んでいる。防草シートが目立つ。・・・など
- ※ オオキンケイギクは花の時期の結実前までに積極的に根から除去しましょう。
- ※ 細やかな法面の草刈りでセイタカアワダチソウの勢いを抑え、在来植物の自生を促すことができます。

草地の外来植物



オオキンケイギク
(特定外来生物)



セイタカアワダチソウ
(要注意外来生物)

水辺の外来植物



オオカナダモ
(要注意外来生物)



ブラジルチドメグサ
(特定外来生物)



オオフサモ
(特定外来生物)



ナガエツルノゲイトウ
(特定外来生物)

公園、ため池、水辺等

- ・村内にはため池や湧水池のそばにちょっとした憩いの広場が設けられている場合があります。ため池や湧水池は、その本体だけでなく、隣接する森林や農地とともに、優れた景観を形成します。これからも、適切な管理を行いながら、できる限り自然に近い状態で保全していきましょう。
- ・自然に人々がたくさん集まることを目指して公園等を整備する場合には、歩道等の舗装面（路地）をデザイン性豊かなものにする、ベンチを多く配置し、道に平行ではなく変化に富んだ並べ方にする、平坦ではなく、築山を設けるなどの工夫をしましょう。

◆理想的な公園、ため池、水辺等の姿



自然素材の防護柵が設置されている。



水岸にコンクリート護岸がなく草で覆われている。



石畳が整備されている



周囲の樹木とともに優れた景観を形成している。



ベンチ等に自然素材又は模した素材が用いられている。



細やかな水草除去により、在来の水草（ミズハコベ、マツバイ、ウキゴケ、ノチドメなど）が生育し、美しい水底の風景を作っている湧水池



外来生物法で要注意外来生物に指定されているオオカナダモが繁茂する湧水池

※ 近年、村内の水辺では特定外来生物のオオフサモ、ブラジルチドメグサ、ナガエツルノゲイトウ、（写真は前頁）が目立ちます。また、要注意外来生物のオオカナダモが水中を埋め尽くすほど繁茂している水域があります。細やかな水草の除去により、外来植物の勢いを抑え、在来の水草の生育を促すことができます。

別荘・分譲地

- ・山麓景観形成地域や第2種、第3種特別地域内に設置される分譲地や別荘地は、できる限り沿道景観形成地域から望見されない場所としましょう。
- ・沿道景観形成地域から望見できる場合には、既存樹木を活用するか、または、植樹を行きましょう。
- ・沿道景観形成地域から望見できる場合で、樹木による遮蔽が困難な場合には、建物の色彩、意匠に配慮しましょう。

■ 景観形成基準

建築物等

		沿道景観形成ゾーン		山麓景観形成ゾーン	田園景観形成ゾーン
		A-1	A-2		
位置	道路からの位置	(1)敷地の許す範囲で、道路からできるだけ後退した位置とし、沿道に空間を確保するものとする。 ・道路境界から 20m以上 後退するように努める。ただし、周辺の状況を勘案し、景観形成上支障がないものについては、この限りではない。		・県道及び幅員5m以上の主要村道境界から 20m以上 後退するように努める。ただし、周辺の状況を勘案し、景観形成上支障がないものについては、この限りではない。	
	隣接地からの位置	(2)隣接する敷地境界からできるだけ離れた位置とし、隣地相互において空間を確保するものとする。 道路に沿って隣接する敷地境界から10m以上後退するように努める。ただし、周辺の状況を勘案し、景観形成上支障がないものについては、この限りではない。			
	配置	(3)敷地内における建築物及び工作物の規模及び位置等を勘案し、釣合いのとれた配置とする。 (4)背景となる阿蘇外輪あるいは阿蘇五岳と調和のとれた配置とする。			
意匠・形態	(1)周囲の基調となる景観と調和を図り、景観のまとまりを保つとともに、背景となる阿蘇外輪あるいは阿蘇五岳との調和に配慮するよう努めるものとする。 (2)屋根は、 切妻屋根、入母屋屋根、寄棟屋根等の勾配のある屋根(片流れを除く。) とするよう努めるものとする。 (3)空調及び排水等の設備は、建築物の中に取り込むか又は覆いをするなど、建築物本体及び周辺の景観との調和に配慮するよう努めるものとする。 (4)屋外階段は、建築物と一体感を保つデザインとするなど、周辺の景観との調和に配慮するものとする。やむえない場合は、ルーバー等で覆い目立たない位置に設けるよう努めるものとする。				
	規模	(5)基調となる景観との調和が図られるよう建ぺい率、容積率、高さは以下のとおりとする。ただし、周辺の状況を勘案し、景観形成上支障がないものについてはこの限りではない。			
外壁	材料	・建ぺい率は、40%を超えないよう努めるものとする。 ・容積率は、80%を超えないよう努めるものとする。 ・高さは、13mを超えないよう努めるものとする。			
	色彩	・建ぺい率は、60%を超えないよう努めるものとする。 ・容積率は、200%を超えないよう努めるものとする。 ・高さは、13mを超えないよう努めるものとする。			
敷地の緑化	材料	・建ぺい率は、30%を超えないよう努めるものとする。 ・容積率は、60%を超えないよう努めるものとする。 高さは、13mを超えないよう努めるものとする。			
	色彩	・建ぺい率は、50%を超えないよう努めるものとする。 ・容積率は、100%を超えないよう努めるものとする。 ・高さは、13mを超えないよう努めるものとする。			
		(6)材料は、耐久性、耐候性に優れ、たい色・はく離等のおこりにくいもので質感豊かなものを用いるものとする。 (7)外壁及び屋根の色彩は、隣接する建築物等や周囲と調和した落ち着いたものを用いるものとする。 ・基調となる色彩は、 別表の基準(色彩の範囲) のものを使用するよう努めるものとする。 (8)敷地内における建築物等は、色調を統一するとともに、多色の使用は避けるものとする。			
		(1)樹姿がすぐれ修景に生かせる樹木は、できるだけ残すよう努めるものとする。 (2)建築物と調和し、周辺の景観との一体性ができるとなるような緑化を施すものとする。 (3)敷地の道路と接する部分には、樹木、草花等による修景・緑化に努めるものとする。 (4)敷地内の擁壁やのり面等の構造物は、低木、ツタ等による修景緑化に努めるものとする。 (5)樹種の選定に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和が得られる樹種を用いるものとする。 (6)大規模な駐車場は、樹木等により緑化を図るよう努めるものとする。			

独立工作物

		沿道景観形成ゾーン		山麓景観形成ゾーン	田園景観形成ゾーン
		A-1	A-2		
柵、塀、擁壁	(1)高さはできるだけ低くし、規模、形状、意匠、色彩等は、周辺の景観と調和したものとする。 (2)道路側に設ける柵、塀、擁壁は、できるだけ道路から後退させ、修景、緑化に努めるものとする。 (3)材料は、耐久性・耐候性に優れ、たい色・はく離等のおこりにくいもので、質感が豊かなものを用いるものとする。				
	(1)位置は道路からできるだけ後退させるものとする。 (2)規模、形状、意匠は周辺の景観と調和したものとする。 (3)色彩は、周辺の景観と調和したものとする。				
	記念塔、電波塔、物見塔 煙突 高架水槽 鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱、合成樹脂製の柱	・基調となる色彩は、 別表の基準(色彩の範囲) のものを使用するよう努めるものとする。		・基調となる色彩は、 別表の基準(色彩の範囲) のものを使用するよう努めるものとする。	
電気供給又は有線電気 通信のための電線路又は空中線の支持物	(4)敷地の周辺の緑化に努めるものとする。				
	(1)電線路の位置については、周辺の景観に配慮したものとする。 (2)電線数は、できる限りまとめて少なくするよう努めるものとする。 (3)電柱広告は、できるだけ行わないよう努めるものとする。 (4)電線の道路横断は、できるだけ少なくなるよう努めるとともに、直角横断になるよう努めるものとする。				

	(5)景観上重要な場所に設けるものは、規模、形状、意匠、色彩等について配慮するものとする。
太陽光発電設備	(1)できる限り公共用道路や眺望地点から目立たないように設置すること。
	(2)屋根設置型の太陽光発電設備は、屋根と一体化するように設置すること。
	(3)太陽電池モジュール及びフレームは原則として黒系統色、架台、脚部及び付属設備、フェンスは周囲の景観と調和した色彩とすること。
	(4)太陽電池モジュールの素材は、無反射素材とし、文字や絵・図等が描かれていないなど、模様が目立たないものを使用すること。
	(5)傾斜をできる限り低くし、向きや間隔をそろえることで法則性を持たせること。
	(6)視認性が高い場合には、勾配のある場所での設置を避けること。
	(7)公共用道路や眺望地点から容易に望見される恐れがある場合には、既存樹木もしくは植栽により隠蔽すること。
	(8)造成により生じた法面は、緑化に努めること。
	(9)視認性が高い場合には、太陽光発電設備の地上部分の水平投影外周線が、主要道路の路肩から20m以上、それ以外の公共用地の敷地境界線から5m以上離れていること。(※当該道路の利用者が特定の住民に限られている場合にはこの限りではない。)
	(10)太陽光発電設備の設置に伴い、豪雨や地震等による災害発生時に被害の拡大が予想される場所での設置を避けること。また、そのほかの場所でも十分な被害拡大防止対策を講じること。

その他の行為

	沿道景観形成ゾーン		山麓景観形成ゾーン	田園景観形成ゾーン
	A-1	A-2		
木竹の伐採及び事後の緑化に関する事項	(1)木竹の伐採は、その目的に応じ、必要最小限となるよう努めるものとする。 (2)木竹の伐採は、できるだけ伐採区域の周囲の樹木を残すよう努めるものとする。 (3)樹姿がすぐれ修景に生かせる樹木は、できるだけ残すよう努めるものとする。 (4)伐採を行った場合は、事後の土地利用に応じ周辺の植生を勘案して、緑化に努めるものとする。			
屋外における物品の集積又は貯蔵の方法及び遮へいに関する事項	(1)物品の集積又は貯蔵の位置・形態は、できるだけ目立たないように努めるものとする。 (2)敷地の周辺には、常緑の高木・中木による緑化等、遮へいのための措置を施すよう努めるものとする。			
鉱物の掘採および土石等の採取の際の遮へい及び事後の緑化に関する事項	(1)掘採の方法は、周辺からできるだけ見えないような方法を取り、周辺の景観との調和に配慮するものとする。 (2)掘採中は、敷地の周囲を高木等により遮へい、修景に努めるものとする。 (3)掘採終了後は、敷地の緑化復元に努めるものとする。			
土地の区画形質の変更後の土地の形状および緑化に関する事項	(1)土地の区画形質の変更は、周辺の景観となじむよう配慮するものとする。 (2)樹姿がすぐれ修景に生かせる樹木等は、できるだけ残すよう努めるものとする。 (3)対象区域は、自然植生や周辺の樹木と調和した樹種により緑化を図るものとする。 (4)対象区域の周囲やのり面・擁壁の前面には緑化に努めるものとする。 (5)区画形質変更の対象区域の25%以上を緑地として確保するよう努めるものとする。ただし周辺の状況を勘案し、景観形成上支障がないものについては、この限りではない。 (6)宅地開発等を目的とした区画形質の変更は、平均区画割面積700㎡以上となるよう努めるものとする。ただし、周辺の状況を勘案し、景観形成上支障がないものについてはこの限りでない。			
屋外における自動販売装置の設置方法に関する事項	(1)自動販売装置は、耐久性が有り、質感豊かな材料で覆うよう努めるものとする。 (2)敷地周辺には修景のための緑化に努めるものとする。			
広告物に関する事項	(1)位置は、道路からできる限り後退させるよう努めるものとする。 (2)色調は、地は焦げ茶色、文字は白系統又は黒系統色とするものとする。 (3)規模、形状、意匠は、周辺の景観に調和するよう努め、特に建築物や広告物が何もない場所では、デザインに最大限に配慮し、水源地、河川沿岸、草原、森林ではできる限り自然素材を用いるものとする。 (4)建築物等の壁面に設ける広告物は、規模、形状、意匠、色調等が建築物等本体と調和するよう努めるものとする。 (5)シンボルカラー(コーポレートカラー)、写真、その他必要な色彩は、アクセントのみとするなど必要最小限とするものとする。 (6)材料は、耐久性・耐候性に優れ、退色・はく離等のおこりにくいもので質感豊かなものを用いるものとする。 (7)のぼり、はり紙、広告網等の簡易広告物はできるだけ行わないよう努めるものとする。 (8)屋上広告板、屋上広告塔、アドバルーンは設置しないものとする。			